

窃盗余罪事件の終結送致の運用について

(令和6年8月29日、刑企第39号)

(概要)

被疑者が自白しているものの、客観証拠が乏しい等の事由のある窃盗余罪事件を終結送致する運用について、改めて通達するもの。

担当：刑事部企画係